

令和6年度 保育施設利用申込みについて

保育施設とは、保育所(園)・認定こども園のことをいいます。

平成27年4月からスタートした“子ども・子育て支援新制度”では、
保育施設を利用するため、“支給認定”を受ける必要があります。

本冊子では、支給認定や保育施設（主に保育所(園)）の利用申込み手続き
についてご案内いたしますので、申込み前によくお読みください。

※なお、認定こども園において適用される制度・仕組みは同じですが、申込みの受付や
利用の決定等については園が行うこととなっており、一部の取扱いについて保育所(園)
と異なります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



目次

1. 申込みから利用決定までの流れ……………P.2
2. 支給認定について……………P.2・3
3. 申込みに必要な書類等について……………P.4
4. 利用者負担額について……………P.5・6
5. よくあるご質問……………P.7
6. 町内の保育施設……………P.8
7. 参考《利用調整について》……………P.9

問い合わせ先

余市町 民生部 子育て・健康推進課 子育て推進グループ

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地

TEL 0135-21-2122 (課内直通)

1. 申込みから利用決定までの流れ

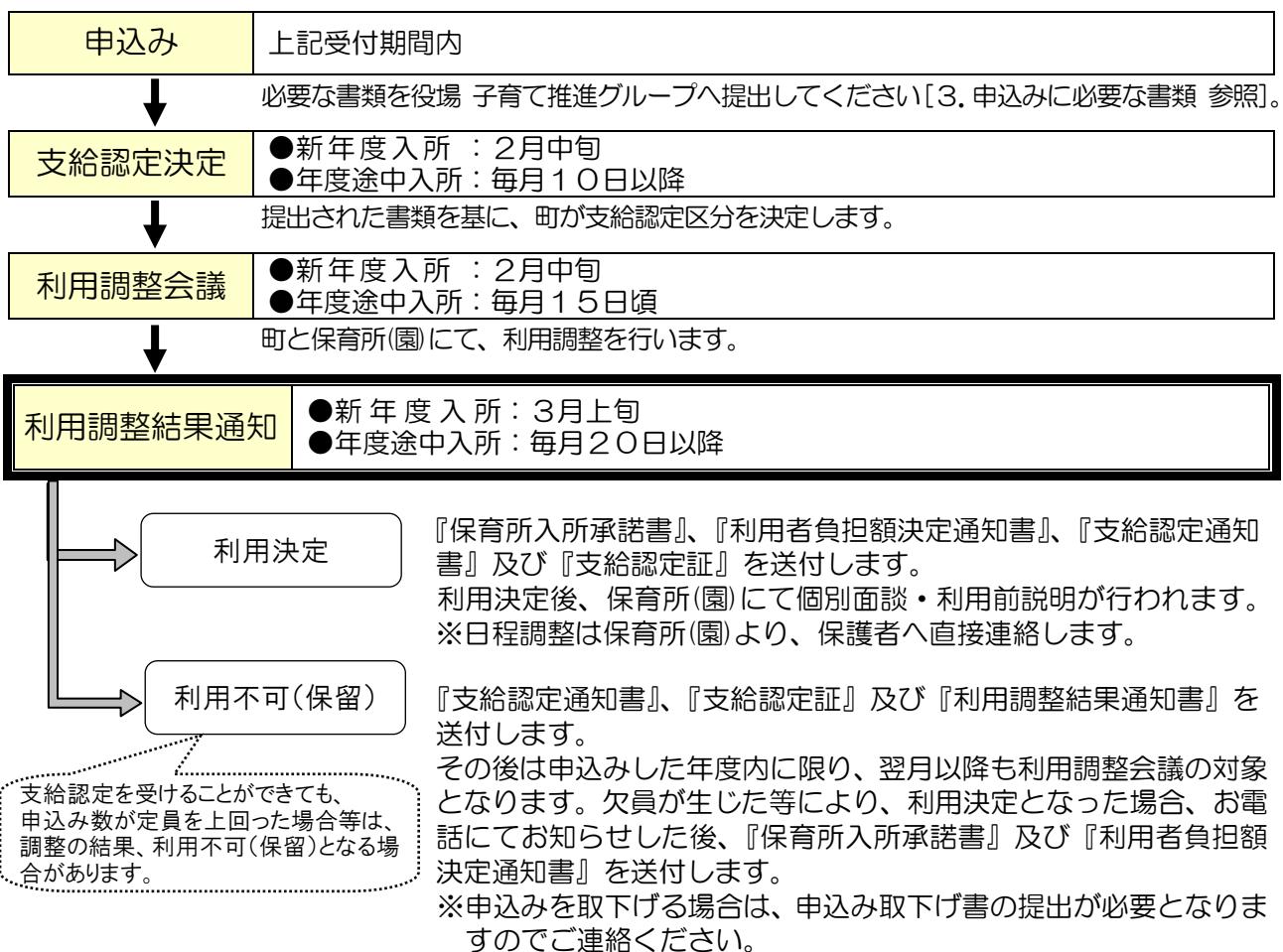
❖ 申込み受付期間

●新年度（令和6年4月）～利用希望の場合……………令和6年1月9日(火)～1月31日(水)

●年度途中（令和6年5月以降）～利用希望の場合……利用を希望する月の前々月11日～
前月10日まで

※土・日曜日、祝日の場合はその直前開庁日まで

❖ 利用決定までの流れ



2. 支給認定について

支給認定区分が次の《表1》の3つに分けられます。保育施設を利用するためには、2号認定又は3号認定を受けることが必要です。

❖ 支給認定区分 《表1》

認定区分	対 象	利用できる施設・事業
1号認定	子ども：満3歳以上・ 教育を希望	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定	子ども：満3歳以上・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	子ども：満3歳未満・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）

✿ 保育の必要性（＝保育施設の利用条件）

保育施設を利用する期間（支給認定の有効期間）や“保育の必要量”（1日当たりの保育時間）は、『表2』のとおり“保育の必要性”的事由によって異なります。

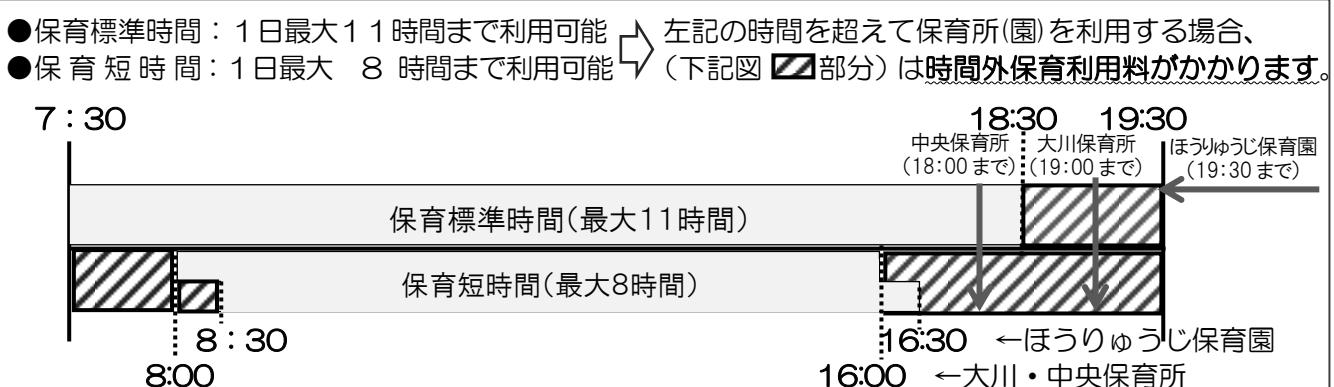
『表2』

保育の必要性	有効期間	保育の必要量	
		保育標準時間	保育短時間
① 就労 フルタイム・パート・自営業等で1ヶ月当たり48時間以上就労している	小学校就学前まで	月120時間以上就労	月48時間以上120時間未満就労
② 妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	出産予定日の8週前～出産日の8週後の翌日が属する月末まで※	○	—
③ 疾病・障がい 病気・負傷、又は身体・精神に障がいを有している	小学校就学前まで	○	—
④ 親族の介護・看護 同居又は長期入院している親族等を常時介護・看護している	小学校就学前まで	○	—
⑤ 求職活動 求職活動を継続的に行っている	利用開始日～90日間	—	○
⑥ 就学 就学している（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	卒業（修了）予定日まで	月120時間以上就学	月48時間以上120時間未満就学
⑦ 虐待・DV 児童虐待を行っているまたは疑われる、配偶者からの暴力により保育が困難	小学校就学前まで	○	—
⑧ 育児休業 育児休業取得時に、既に保育所（園）を利用している子どもがあり、継続利用が必要	育児休業の対象となる子どもの1歳の誕生日の前日まで	—	○
⑨ 災害復旧 震災・災害等の復旧にあたっている	原則として、小学校就学前まで	○	—
⑩ その他 前各号に類する状態として町が認める場合	小学校就学前まで	状況に応じて認定	

※多胎児妊娠の場合は、出産予定日の14週前～出産日の14週後の翌日が属する月末まで。

✿ 保育の必要量

『表2』の“保育の必要性”的事由により、“保育の必要量”が保育標準時間と保育短時間に分けられ、1日当たりの保育時間が決定します。各保育施設の利用時間の詳細は、[6. 町内の保育施設]をご覧ください。



※月48時間以上120時間未満の就労のため、本来であれば“保育短時間”となる場合であっても、通勤に時間を要する場合、シフト制等により恒常に保育時間を超えて利用する必要がある場合等、状況により“保育標準時間”的認定を受けることが可能な場合もありますので、ご相談ください。

3. 申込みに必要な書類等について

✿ 全ての方に提出していただく書類

- I. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼)施設等利用申込書
→利用を希望する子ども1人につき1枚必要です。

II. “保育の必要性”を確認するための書類（以下参照）

→父母それぞれの分が必要です。

※18歳以上65歳未満の同居の親族等が“保育の必要性”の事由に該当する場合は、必要書類を提出してください（提出がない場合は、利用調整の優先度が低くなります）。

保育の必要性	必要書類
① 就労	就労等証明書
② 妊娠・出産	母子手帳の写し(父母の氏名・出産予定日がわかるページ)
③ 疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	介護・看護申立書及び対象者の介護保険被保険者証等
⑤ 求職活動	求職活動申立書
⑥ 就学	在学証明書、学生証の写し等
⑦ 虐待・DV	※状況に応じた書類をご案内します
⑧ 育児休業	育児休業取得証明書等
⑨ 災害復旧	り災証明書等
⑩ その他	※状況に応じた書類をご案内します

※上記書類の他、状況によって必要な書類の提出を求める場合があります。

III. 個人番号がわかるもの

→「マイナンバー制度」の開始により、個人番号の記載が必要となります。

I の施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼)施設等利用申込書に記載が必要となりますので、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）を持参してください。

✿ 世帯の状況等が当てはまる場合に提出していただく書類

以下、IVについては、利用者負担額を決定するために必要な書類となります。世帯の状況等が当てはまる場合は提出してください。

IV. 多子軽減届出書

→申込みの対象となる子ども以外に、保護者が監護し生計同一である子どもがいる場合に必要です（提出がない場合は、利用者負担額の軽減対象となりません）。1世帯につき1枚提出してください。

✿ その他

申込み時の状況、世帯状況の確認等のため、上記の他に必要な書類の提出をご案内する場合があります。

※上記I・II・IVの書類は、役場 子育て推進グループ窓口にて配布しております。

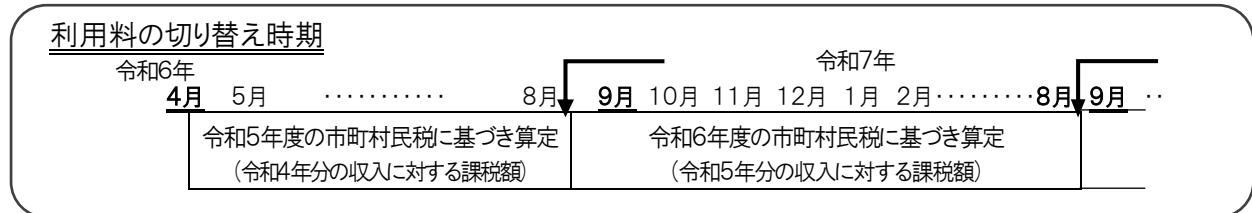
4. 利用者負担額について

❖ 利用者負担額の算定方法

利用者負担額（以下、利用料）は、子どもの扶養義務者のうち、生計同一の父母等の市町村民税所得割額（税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）前の額）の合算額に基づき決定されます。

❖ 利用料の切り替え時期

利用料については、下図のとおり、毎年9月に利用料の切り替えを行い、その年の9月から翌年8月の利用料を算定しております。そのため、年度途中で利用料が変更となる場合があります。



※4月1日現在の年齢がその年度の年齢区分となりますので、年度途中に誕生日を迎えて年齢が変わることによる利用料の変更はありません。

❖ 利用料基準額表

※国の基準額等が改定された場合は、変更になる場合があります。

«基準額表①»

(円)

階層区分	定義	3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	19,500	19,300	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満である世帯	30,000	29,600	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上である世帯	44,500	43,900	0	0

※ひとり親世帯は、階層区分にかかわらず利用料は0円となります。

◎次の(1)、(2)に該当する在宅障がい児(者)のいる世帯は、次の«基準額表②»が適用となります。

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている
(2)特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者

«基準額表②»

(円)

階層区分	定義	2・3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	9,000	9,000	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満のうち、 77,101円未満である世帯	9,000	9,000	0	0

❖保育料の無償化について

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化により、基準額表①・②にて色付けされた区分の子どもについて、保育所・認定こども園を利用するときの保育料が無償化となります。なお、無償化に伴う手続きは必要ありません。

【対象者】

○3歳～5歳までの児童

- 無償化の期間は、満3歳になった次の4月1日（3歳児クラス）～小学校入学前までの3年間です。

○0歳～2歳までの児童

（住民税非課税世帯のみ）

- 住民税非課税世帯とは、世帯の中で町民税・道民税の所得割額、均等割額がかかっている人がいない世帯です。

※教材費、行事費などは、保護者の皆様のご負担になります。料金等については各施設にご確認ください。

【副食費について】

保育所の給食の材料にかかる費用（副食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

そのため、「保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則」とされていますので、無償化後も保護者の皆様のご負担となります。

ただし、年収360万円未満相当の世帯と全ての世帯の未就学児の中で3人目以降の児童については副食費が免除されます。

❖ 多子軽減

【3号認定（3歳未満児）】

●第2・3・4階層の場合…………年齢制限なし

保護者が監護し、生計同一である子ども等であれば年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料（0円）。

●第5階層の場合…………年齢制限あり

同一世帯で、2人以上の小学校就学前の子ども等が保育所（園）・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園部・障害者入所施設又は通所施設を利用している場合、そのうち最年長の子どもから順に2人目は基準額の半額、3人目以降は無料（0円）。

なお、《基準額表②》に該当する世帯は、保護者が監護し生計同一である子ども等であれば年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料（0円）。

❖ 利用料の納付方法

利用料は、原則口座振替となります。

保育所等の利用決定後、役場 子育て推進グループにて（ゆうちょ銀行を指定される場合のみ、郵便局にて直接）手続きを行ってください（年度途中で口座振替に変更することも可能です）。口座振替日は、毎月25日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）となります。

手続きを行わなかった場合は、納付書での納付となります。毎月15日頃に納付書が発行されますので、納付期限内に指定金融機関又はコンビニエンスストアにて納付してください。

5. よくあるご質問

Q. 申込みが早ければ、優先的に利用できますか？

A. 利用調整は先着順ではなく、町が定めた利用調整基準指標表（世帯の就労状況や家族構成等による加減）に基づき行われます。

申込み数や空き状況によっては、第2・第3希望の保育所(園)への利用調整、又は調整不可となる場合もありますのでご了承ください（支給認定を受けることができても、保育所(園)が利用できない場合があります）。

Q. 余市町に転入予定ですが、申込みはできますか？

A. 転入予定の場合でも申込みは可能です。通常の申込み書類の他に、『転入誓約書』を提出していただきます。
申込み書類を取りに来ることができない場合は、郵送することも可能ですのでご相談ください。

Q. 慣らし保育の期間はどのくらいですか？

A. お子さんの様子に合わせて少しずつ保育時間を長くしていくこととなりますので、概ね2~3週間とご案内しております。そのため、実際に保育が必要となる日（育児休業明けの復職日等）の約3週間前～の利用申込みが可能です。

新年度の申込みの場合で、4月1日までに慣らし保育が必要な場合は、一時預かり保育を利用する方法や、前年度3月の途中入所の申込みをする方法等がありますので、ご相談ください（途中入所については、空き状況により調整不可となる場合もありますのでご了承ください）。

Q. 町外の保育所(園)を利用したいのですが、どこに申込みをするのですか？

A. 申込み先は余市町です。余市町が支給認定を行い、受入れ先の市町村と調整いたしますので、ご相談ください。

Q. 保育所(園)の見学はできますか？

A. 町内のすべての保育所(園)で可能です。

随時見学を受け付けておりますので、各保育所(園)に直接お電話のうえ、日時等をご相談ください。

Q. 利用にあたり、準備する物を教えてください。

A. 準備していただく物は、子どもの年齢や利用施設等によって異なりますので、利用決定後、各保育所(園)において行われる個別面談の際に、保育所(園)より直接ご説明いたします。

＜参考＞幼稚園の利用について

保育所(園)と幼稚園・認定こども園の利用料の違いなど、
お問い合わせの多い1号認定についての情報です。

✿ 申込み方法

申込みに関する書類の配布や提出先については各施設にて行っております。詳細につきましては直接各施設にお問い合わせください。申し込み後、役場より支給認定通知書などを交付いたします。

✿ 利用料の無償化

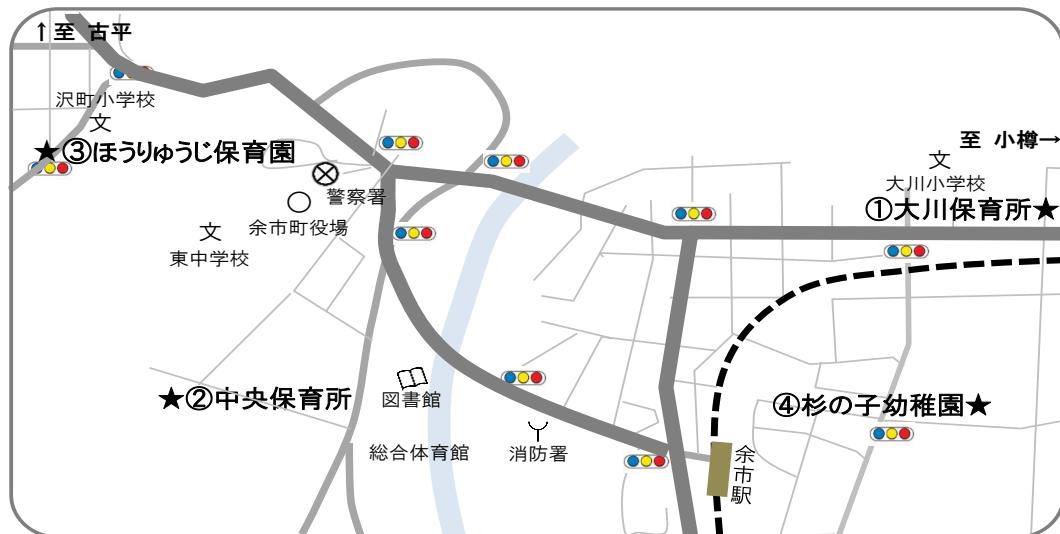
1号の認定を受けて幼稚園を利用する方については、利用する全ての方が無償化の対象となります。
※1号の児童は満3歳の入園時から無償化となります。

✿ 副食費について

幼稚園の給食の材料にかかる費用（副食費）については、無償化後も原則、保護者の皆様のご負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯と全ての世帯の小学校3年生までの子どもの中で3人目以降の児童については、副食費が免除されます。

※2・3号の児童とカウント方法が異なります。

6. 町内の保育施設



✿①大川保育所 《町立》

- ◆住 所 余市町大川町12丁目3番地2
- ◆電 話 番 号 0135-23-6015
- ◆利 用 定 員 60名
- ◆受 入 可 能 月 齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保 育 時 間 保育標準時間 7:30~18:30【時間外(延長)保育 19:00まで】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 7:30~8:00、16:00~19:00】
- ◆そ の 他 時間外(延長)保育事業有

✿②中央保育所 《町立》

- ◆住 所 余市町美園町43番地36
- ◆電 話 番 号 0135-22-2159
- ◆利 用 定 員 60名
- ◆受 入 可 能 月 齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保 育 時 間 保育標準時間 7:30~18:00【時間外(延長)保育 保育なし】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 7:30~8:00、16:00~18:00】
- ◆そ の 他 一時預かり保育事業有

✿③ほりゅうじ保育園 《私立》

- ◆住 所 余市町沢町5丁目80番地
- ◆電 話 番 号 0135-22-2401
- ◆利 用 定 員 80名
- ◆受 入 可 能 月 齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保 育 時 間 保育標準時間 7:30~18:30【時間外(延長)保育 19:30まで】
保育短時間 8:30~16:30【時間外(延長)保育 7:30~8:30、16:30~19:30】
- ◆そ の 他 時間外(延長)保育事業・一時預かり保育事業有

✿④認定こども園杉の子幼稚園（保育部分） 《私立》

- ◆住 所 余市町黒川町15丁目2番地2
 - ◆電 話 番 号 0135-23-4654
 - ◆利 用 定 員 26名
 - ◆受 入 可 能 月 齢 1歳6ヶ月以降
 - ◆保 育 時 間 保育標準時間 8:00~18:00【時間外(延長)保育 保育なし】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 16:00~18:00】
- ※支給認定・利用料等については他の保育施設と同様ですが、利用申込み・決定については園で行います。

7. 参考 《利用調整について》

❖ 利用調整基準指數表

認定を受けた父・母の保育の必要性の事由について細分化された状況等を下記表に当てはめ、父母それぞれの基本指數を算出します。父母の基本指數を合算したものに、該当する調整指數を加減したものを見童の利用調整基準指數とし、指數の高い見童から順に決定します。指數が同数となった場合は、下記“優先順位”の高い見童から順に決定します。

★基本指數

就労※	家庭外 労働	外勤	正規職員	140時間以上	50
				140時間未満	45
			非正規職員	140時間以上	45
				120時間以上	35
				100時間以上	30
		自営		99時間未満	25
			本人	140時間以上	45
				120時間以上	40
				100時間以上	30
				99時間未満	25
	家庭内 就労	自営	家族従事	140時間以上	40
				120時間以上	35
				100時間以上	25
				99時間未満	20
			本人	140時間以上	40
		内職		120時間以上	35
				100時間以上	25
				99時間未満	20
				内職	20
					20
妊娠・出産	出産予定日の8週前～出産日の8週後の翌日の属する月末まで				40
疾病・ 障がい	疾病		おおむね1か月以上の入院		50
			常時病臥床		
			精神疾患・感染症・特殊疾病		
			1か月以上の加療(安静)を要する		
			その他(療養・定期的通院)		
	障がい		身体障害者手帳2級以上		50
			精神障害者保健福祉手帳1・2級		
			療育手帳A判定		
			身体障害者手帳3級以下		
			精神障害者保健福祉手帳3級		
			療育手帳B判定		
介護・看護	在宅		常時・観察・介護をする		50
			ADLに恒常的な介護をする		40
			その他		25
求職活動	入院		入院中の親族の監護をする		20
					15
就学			求職活動を行っている		15
			保育所利用決定後・求職活動を行う		5
虐待・DV			就労のための通学(週5日以上)		40
			その他		20
災害復旧			状況に応じて加算		10～50
			火災等による家屋の損傷・その他災害復旧活動中		45
その他			状況に応じて加算		

※就労と認定を受けた場合であっても、保育所利用決定後採用の場合は、各該当指數から-10として取り扱う

★調整指數

A	ひとり親世帯(同居の親族・その他の者がいない場合)	80
B	ひとり親世帯(同居の親族・その他の者がいる場合)	70
C	生活保護受給世帯(就労認定の場合)	25
D	認可外保育施設を利用する等の理由で既に就労を開始し、その理由が一時的なものであり正なものである場合	正規職員 25 非正規職員 20
E	保護者が産休または育児休業から復職予定である場合	正規職員 20 非正規職員 15
F	弟・妹の出生により保護者が育児休業取得のため退所したのち、育児休業終了にともない再度利用を申込む場合	正規職員 30 非正規職員 25
G	兄弟姉妹が別の施設を利用しており、いずれかが在籍する施設への移動を申込んでいる場合	5
H	兄弟姉妹が同時に利用を希望する、すでに兄弟姉妹が利用している施設を希望する場合	5
I	保育士等として、町内の保育所等に勤務している(する)場合	30
J	65歳以下の同居の祖父母(未就労)がいる場合	-20
K	65歳以下の町内在住の祖父母(未就労)がいる場合	-10
L	兄弟姉妹に保育所等への利用および利用申込みのない未就学児童がいる場合(介護・看護の対象児を除く)	-30
M	町外在住の場合	-50
N	調整指數の加減に調整を要すると町長が認めた場合	状況に応じて加減

★優先順位

- ①緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
- ②町内在住者
- ③新規申込み(転所希望ではない)の場合
- ④ひとり親世帯
- ⑤産休・育児休業からの復職の場合
- ⑥町内在住の祖父母等親族がいない場合
- ⑦申込み児童が2名以上いる場合
- ⑧過去に利用者負担の滞納がない世帯
- ⑨利用開始希望月から6か月以上を経過している場合
- ⑩市町村民税所得割額の少ない世帯順

《注意事項》

- ・就労時間は、提出された就労等証明書に記載された時間とする
- ・育児休業とは、育児・介護休業に関する法令に基づく育児休業を取得している場合のみ該当とする
- ・調整指數について、E・FおよびG・Hは重複適用しない
- ・児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると判断される特別な事情がある場合は、上記指數等によらず、審査の後、利用調整を行う場合がある